

<対日アンチ・ダンピング情報>

- 公正貿易センター・レポート -
(第90号 2000年11月度)

当センターが各国官報等により把握しました2000年11月度の主要国の対日アンチ・ダンピング(A D)措置に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、御送付申し上げます。

(お問合せ先： 03-3591-4550)

主なトピックス

《A Dオリジナル調査関連》

1. カナダの「鉄筋用棒鋼」に対するA D調査(2000年11月3日価格調査開始、2000年11月6日損害調査開始)が正式に開始された。これは、1995年のW T O発足以降では、日本産品に対する2件目の新規A D調査開始案件である。
2. 韓国の「アルカリ・マンガン電池」に対するA D調査(1999年11月調査開始)においては、貿易委員会が、9月15日付で「ダンピング及び損害有り」とする最終決定を下していたが、10月12日付で財政経済部がA D税賦課を正式決定した。
3. メキシコ商工振興省は、「鋼管」に対するA D調査(1999年4月調査開始)において、11月10日付で「ダンピング及び損害有り」とする最終決定を下し、A D税賦課を正式決定した。
4. インド商業省は、「カセイソーダ」に対するA D調査(2000年5月調査開始)において、11月16日付で「ダンピング及び損害有り」とする暫定決定を下した。
5. 中国の「アクリル酸エステル」に対するA D調査(1999年12月調査開始)において、対外貿易経済合作部は、11月23日付で「ダンピング及び損害有り」とする仮決定を下し、暫定課税を決定した。
6. <速報> 中国の「ステンレス冷延鋼板」に対するA D調査(1999年6月調査開始)において、対外貿易経済合作部は、12月18日付で「ダンピング及び損害有り」とする最終決定を下し、A D税賦課を正式決定した。

《米国サンセット見直し関連》

1. グレイ・ポルトランド・セメント及びセメント・クリンカー(1999年8月サンセット見直し開始案件)に対して、国際貿易委員会(I T C)は、11月1日付で、“損害の継続又は再発のおそれ有り”との最終決定を公告した。この決定を受け、商務省は、2000年11月15日付で、同日から5年間のA D税賦課命令継続を公告した。
2. 表面処理鋼板(1999年9月サンセット見直し開始案件)に対して、I T Cは11月2日に、“損害の継続又は再発のおそれ有り”との最終決定を下した(12月1日付で官報公告)。この決定により、表面処理鋼板に対するA D税賦課命令は、更に5年間継続されることとなった(継続開始日に関する公告は未掲載)。
3. 上記の結果、1998年7月に始まった米国のサンセット見直しで、これまでに見直しを開始された日本案件45件の内、下記のように42件に対して最終決定が下されたことになり、1995年1月1日以前に既にA D税賦課命令が出されていた案件(いわゆる「経過命令」案件)に対する最終決定は、「電磁鋼板」の1件を残すのみとなった(2000年12月8日現在)。

<経過命令案件>

| | |
|--------------------|-----|
| ・A D税賦課命令「撤回」決定案件数 | 26件 |
| ・A D税賦課命令「継続」決定案件数 | 16件 |
| ・見直し調査中案件数 | 1件 |

<1995年以降の賦課命令案件>

| | |
|------------|----|
| ・見直し調査中案件数 | 2件 |
|------------|----|

1. 米国 (Federal Register)

Vol. 65, 212 ~ 231 (2000.11.1. ~ 2000.11.30.)

(1) オリジナル調査：対象案件無し

(2) サンセット見直し：

ITC：サンセット見直し(1999年8月開始分)フルレビュー最終結果(損害の継続又は再発のおそれ有り)の公告

65 FR 65327 (2000.11.1.), Issued: 2000.10.27.

・ グレイ・ポルトランド・セメント及びセメント・クリンカー

[ITC : 731-TA-461 Gray Portland Cement and Cement Clinker]

商務省：サンセット見直し(1999年8月開始分)の結果(ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り)に基づくAD税賦課命令継続(2000年11月15日から5年間)の公告

65 FR 68979 (2000.11.15.), Effective Date: 2000.11.15.

・ グレイ・ポルトランド・セメント及びセメント・クリンカー

[商務省 : A-588-815 Gray Portland Cement and Cement Clinker]

商務省：サンセット見直し(2000年7月開始分)略式レビュー最終結果(ダンピングの継続又は再発のおそれ有り)の公告

65 FR 66701 (2000.11.7.), Effective Date: 2000.11.7.

・ 油井管

[商務省 : A-588-835 Oil Country Tubular Goods]

(3) その他：

商務省：AD行政見直し申請機会の公告

(見直し対象期間=1999.11.1. ~ 1999.12.31.)

65 FR 66965 (2000.11.8.), Dated: 2000.11.2.

< AD税賦課命令案件 >

・ 自転車用スピードメーター

[商務省 : A-588-038 Bicycle Speedometers]

・ レーザー分光装置

[商務省 : A-588-813 Light Scattering Instruments]

< 調査中断合意案件 >

・ 小型電動モーター

[商務省 : A-588-090 Certain Small Electric Motors of 5 to 150 Horsepower]

商務省：AD行政見直し仮結果の公告

(見直し対象期間=1998.10.1. ~ 1999.9.30.)

65 FR 66711 (2000.11.7.), Effective Date: 2000.11.7.

・ テパード・ローラー・ベアリング 4" 以下

[商務省 : A-588-054 Tapered Roller Bearings, Four Inches or Less]

・ テパード・ローラー・ベアリング 4" 超

[商務省 : A-588-604 Tapered Roller Bearings, Over Four Inches]

商務省： A D行政見直しの差し戻し修正最終結果、並びにそれを肯定する旨のCIT及びCAFC
決定の公告

(見直し対象期間 = 1993.5.1. ~ 1999.4.30.)

65 FR 68975 (2000.11.15.), Effective Date : 2000.11.15.

・ アンチフリクション・ベアリング

[商務省 : A-588-804 Antifriction Bearings (Other Than Tapered Roller Bearings) and Parts]

商務省： A D行政見直し開始の公告

(見直し対象期間 = 1999.10.1. ~ 1999.12.31.)

65 FR 71299 (2000.11.30.), Effective Date : 2000.11.30.

・ テパード・ローラーベアリング 4" 超

[商務省 : A-588-604 Tapered Roller Bearings, Over Four Inches]

2 . E U (Official Journal)

OJ Vol.43 L 279 ~ L 301 (2000.11.1. ~ 2000.11.30.)

OJ Vol.43 C 313 ~ C 340 (2000.11.1. ~ 2000.11.30.)

(1)オリジナル調査：対象案件無し

(2)その他： 対象案件無し

3 . カナダ (Canada Gazette)

Vol.134, 45 ~ 48 (2000.11.4. ~ 2000.11.25.)

(1)オリジナル調査：

・ 鉄筋用棒鋼： A D損害調査開始の公告

Vol.134, No.47/3478 (2000.11.18.) Dated : 2000.11.6.

[CITT Preliminary Injury Inquiry No.PI-2000-003, Concrete Reinforcing Bar]

(2)その他： 対象案件無し

4 . 豪州 (Australian Customs Service)

00/43 ~ 00/45 (2000.11.3. ~ 2000.11.24.)

(1)オリジナル調査：対象案件無し

(2)その他： 対象案件無し

その他諸国の対日アンチ・ダンピング関連情報（当センターで入手したもののみ）

(1) 韓国：

・アルカリ・マンガン電池

韓国／財政経済部は、10月12日付でAD税賦課を正式決定。

(2) メキシコ：

・鋼管

メキシコ／商工振興省は、11月10日付でAD調査の最終決定を下し「ダンピング及び損害有り」と認定し、AD税賦課を正式決定。

(3) インド：

・カセイソーダ

インド／商業省は、11月16日付でAD調査の暫定決定を下し「ダンピング及び損害有り」と認定。

(4) 中国：

・アクリル酸エステル

中国／対外貿易経済合作部は、11月23日付でAD調査の仮決定を下し「ダンピング及び損害有り」と認定し、暫定課税を決定。

・ステンレス冷延鋼板

中国／対外貿易経済合作部は、12月18日付でAD調査の最終決定を下し「ダンピング及び損害有り」と認定し、AD税賦課を正式決定。

以 上